

平成30年5月22日亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午前10時00分
閉会 午前11時35分

2 出席委員

田 中	教育長
吉 岡	委 員
江 口	委 員
北 村	委 員

3 欠席委員

関	教育長職務代理者
---	----------

4 出席事務局職員

山 本	教 育 部 長
和 田	次長兼総括指導主事
片 山	教育総務課長
土 岐	学校教育課長
大 西	社会教育課長
亀 井	社会教育課人権教育担当課長
平 田	学校給食センター所長
谷	図書館長
鵜 飼	文化資料館長
海老原	教育研究所長
加 藤	教育総務課総務係長

5 傍聴者

1名

6 議事の概要

(1) 開会

○教育長が開会を宣言。

(2) 前回会議録の承認

平成30年4月24日に開催した定例会の会議録について承認した。

(3) 教育長からの報告

○教育長から以下の報告があった。

◎亀岡市関係

- ・教育研究所等が主催した教育講演会が開催され、同志社女子大学小柴教授から外国語教育について事例紹介などをいただいた。
- ・ラグビーワールドカップの開催を控え、第14回亀岡市ラグビー祭が開催された。府内外各地から多数の参加を得てタグラグビー等で交流が行われた。
- ・人権教育啓発指導員に委嘱状交付を行った。
- ・5月3日には恒例の光秀まつりが実施され、多くの参加、観覧者があった。
- ・校園長会を開催し、本年度の取組み等の指示を行った。
- ・ハーフマラソン実行委員会が開催され、実施結果の報告と今年度の取組等の協議を行った。
- ・京都パープルサンガ社長が市長面会をされ同席をし、京都スタジアム（仮称）の活用方法等について話し合った。教育分野でも活用を考えていきたい。
- ・空手の荒賀選手後援会発起人会が開催され、後援会の発足が決定し、活動することとなった。
- ・亀岡中学校体操部がジュニアアジア大会に出場し、団体で銀メダル・個人で銅メダルを授賞したことの報告を受けた。
- ・市PTA連絡協議会の内部組織としてこれまで母親代表委員会とされていたものを今年から名称を「家庭教育委員会」に変更し第1回の会議が開催された。
- ・市PTA連絡協議会総会、青少年育成地域活動協議会の総会がそれぞれ開催された。

◎国・府等の関係

- ・近畿都市教育長協議会が和歌山県で、全国都市教育長協議会が岩手県で、京都府都市教育長協議会が京田辺市で開催されたので、それぞれに出席し、教職員の働き方改革等について協議・意見交換した。
- ・南丹教育局管内校園長会議及び、南丹地区教科用図書採択協議会が亀岡市で開催され、教育委員の方々と共に出席した。

○教育長報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

委 員 第1回家庭教育委員会が名称を変更して開催されているが、ビジョンや内容等の変更はあったのか。

教育長 母親代表委員という名称が現代的に考えて適切ではなく、家庭教育の視点から父親にも積極的に参画していただく必要があると考えられたものと理解している。京都府PTA協議会においても同様に名称変更していることを受けた対応である。

委 員 年度内に複数回開催されているのか。

教育長 複数回開催されている。

(4) 議 事

議案番号	件 名
第 1 号議案	亀岡市社会教育委員の委嘱について
第 2 号議案	亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案決定について

○第1号議案について教育部長が議案説明を行った。

- ・第1号議案は、条例等に基づき本年6月末で任期満了を迎える本市社会教育委員について、新たに社会教育委員を選任するため、その候補者について同意を求めるものである。新委員の任期は、平成32年6月末までとしている。長期間委員を務められた方が退任されたこと、学校関係者の異動に伴うものなどとして新任5人、再任7人としている。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

委 員 宝積委員が退任されるようだが、その後任が沼津氏ということか。

事務局 特定の委員で交代されるというのではなく、全体の中で選任したいと考えている。

第1号議案について、原案どおり承認した。

○第2号議案について教育部長が議案説明を行った。

- ・第2号議案は、各小学校で実施している放課後児童会では、学校等の設備、運営について基準を条例で定めている。

平成30年3月30日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付され、4月1日から施行されたことに伴い、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

同条例第11条で支援員の要件として、「小中学校等の教諭となる資格を有する者」としていたものを「教育職員免許法に規定する免許状を有する者」に改めること及び5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって市長が適当と認めた者を加えるもので、交付の日から施行しようとするものである。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

委員 支援員の他にも従事している者はあるのか。

事務局 補助員を任用して配置している。

委員 補助員の資格要件はないのか。

事務局 補助員の要件は定めていない。

全国的な傾向として、資格要件に合致しない者でも従事経験があれば任用できるようにならないかとの地方自治体の要望を受け省令の改正につながったものである。

委員 支援員と補助員の役割の違いは何か。

事務局 運営を支援員が行い、補助員がその補助にあたっている。

委員 支援員は1人ずつの配置か。

事務局 支援員1人、補助員1人を基本として児童数に応じて対応している。

委員 5・6年生の希望が0人であった放課後児童会が複数あった。

市として5・6年生の希望があった場合に対応できるように支援員、補助員を任用・配置しているということか。

教育長 学年によって支援員、補助員を配置しているものではない。

児童数に応じて学年に関わらずクラス分けを行っており、そこに配置している。

主任支援員、支援員、補助員という構成で配置している。

第2号議案について、原案どおり承認した。

(5) 報告事項

- ①京都亀岡学校応援事業について
- ②コンプライアンスハンドブックの配付について
セクシャルハラスメント等の根絶に向けた取組の実施について
- ③京都府部活動指導指針について
- ④平成30年度「亀岡市さわやか教室」について
- ⑤平成30年度サイエンスフレンズ学習クラブ募集要項配付について
- ⑥平成30年度サイエンスサポーター募集依頼について
- ⑦平成30年6月教職員研修講座のお知らせ

○教育長報告及び各課長等からの報告を受けて、委員から次の質問・意見があった。

＜京都亀岡学校応援事業について＞

委 員 手順等は適切であると考えてるが各学校側の意見等などのようなものがあるのか。

事務局 予算確保が図れる点は良いが、学校や地域の規模や状況が異なることから寄附額の差が顕著になることを危惧されている。

委 員 学校を指定しないことは可能か。

事務局 振込用紙に指定校を記入いただく欄を設けており、原則、指定（記入）をいただくこととしている。

教育長 学校毎の寄附額を公表するようなことは考えていない。額の多少について競争を煽るような形にならないようにしていきたいと考えている。

委 員 学校から同窓会等呼びかけることは行われるのか。

教育長 学校ホームページへの掲載を指導したい。

事務局 市や教育委員会のホームページ等でPRしていきたい。

教育長 PTAや自治会等にも協力を呼びかけたいと考えている。

委 員 PR等について市全体でも行い、各学校でも行うとのことであるが、学校が行うために基準の様なものを示す考えはあるのか。

教育長 ルールの様なものを示していきたい。

委 員 学校の自由度が活かせる仕組み作りは大切であるが、一定の枠組みも必要と考える。

前回の委員会の意見でも、学校側の負担増にならないようにする必要があるとされていたが、その点の工夫や配慮はどのようなものか。

事務局 寄附分を別枠で予算計上して対応することを考えている。

その分の使途は公表する必要があるので、書類として一定のものは提出を求めることになるが、負担軽減に努めたい。

委 員 自治会にも同様の制度が設けられると聞いているが同じ制度設計か。

教育長 自治会の方は、交付金の様な形で一括交付されると聞いている。

<コンプライアンスハンドブックの配付

セクシャルハラスメント等の根絶に向けた取組の実施について>

委 員 チェックシートは有効だと思うが、どの程度活用されているのか。

事務局 回数を指定しているものではない。学校毎に活用されているのが実情である。

委 員 多すぎるとマンネリ化するので注意が必要である。

委 員 管理を強めることが解決につながるかは疑問である。

趣旨は理解するが、管理強化が国の方針と思うが他にも方法がないか検討の余地はある。

教育長 教職員を守る視点から一定の制限は必要と考えている。

委 員 教育委員会から学校に示して取組むことは有効ではあるが、これを基にして教職員間で議論されることを期待したい。

<京都府部活動指導指針について>

委 員 学校教育としての部活動はこの指針が適切であると思うが、トップアスリートを目指す生徒の場合には、柔軟な対応が求められるのではないか。

競技によっては、活動時間や体制の充実が求められるので、民間の協力も得る必要があると考えるがどうか。

教育長 授業終了後の活動であるので、時間的な制約はある。

体育系以外でも、練習時間が限られていることが課題とされている。

委 員 休日に3時間程度であれば、試合の場合などは不足するのではないか。

教育長 大会等の場合は対象外とし、その翌日を休日としている。

委 員 学校内だけでなく、府内、全国で合意形成される必要がある。

学校教育における部活動であるという点がポイントとなる。

ヨーロッパでは、学校が担っていない。働き方改革のためにも重要である。

教育長 市教育委員会として指針を示していきたい。

<平成30年度「亀岡市さわやか教室」について>

委 員 概ね60歳とされている理由はなにか。

事務局 厳密に限定するものではなく、幅広く誘い合わせて、より多くの方に参加いただけるように考えたものである。

(6) その他

次回の定例会教育委員会は、6月26日に開催することとした。

(7) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上